

農地転用に伴う契約について

このたび地区除外（農地転用）申請のあった土地につき、当土地改良区事業並びに維持管理事業の区域にあるので申請者に対し次の条件を付して契約を求めます。

契 約 書

- 第1条 経費の負担については即時決済を行うものとする。ただし地域的特別な負担金はその集落の各々代表者の意見に従う。
- 第2条 農地転用に起因して日野川用水土地改良事業に対する国庫補助金及び県費補助金の返還を命ぜられたときは、当該土地改良事業にかかる返還金は申請人の負担とする。
- 第3条 転用申請をしようとする農地が日野川用水土地改良事業（国営、県営、団体営）の計画路線に該当するときは異議なく施工に同意するものとする。
- 第4条 土地改良施設をき損したときは異議なく直ちに復旧すること。
- 第5条 施設物の構造の使用目的に変更が生じた場合には、必ず土地改良区に申し出、許可を得る事。
- 第6条 この契約者の名義変更があった場合には遅滞なく本土地改良区に申し出る事。
- 第7条 以上の各条項を契約者が不履行の為当土地改良区に迷惑（公害等を含む）損害を与えた場合、補償又は損害賠償金を支払うものとする。
- 第8条 契約者は以上の各条項を堅く厳守する。契約の証として次に署名捺印して契約者双方が各一通づつを保有する事。

平成 年 月 日

申請人 市 町 号 番地
(譲受人) 町

殿

越前市向新保町45-66
日野川用水土地改良区
理事長 美 濃 美 雄

請 書

このたび地区除外に伴い日野川用水土地改良区より契約を求められた本文各条項については、私は異議なく厳守いたします。万一迷惑損害を与えた時は補償又は損害賠償金を支払い致します事をここに契約致します。

平成 年 月 日

申請人 市 町 号 番地
(譲受人) 町

印

日野川用水土地改良区
理事長 美 濃 美 雄

農地転用に伴う契約について

このたび地区除外（農地転用）申請のあった土地につき、当土地改良区事業並びに維持管理事業の区域にあるので申請者に対し次の条件を付して契約を求めます。

契 約 書

- 第1条 経費の負担については即時決済を行うものとする。ただし地域的特別な負担金はその集落の各々代表者の意見に従う。
- 第2条 農地転用に起因して日野川用水土地改良事業に対する国庫補助金及び県費補助金の返還を命ぜられたときは、当該土地改良事業にかかる返還金は申請人の負担とする。
- 第3条 転用申請をしようとする農地が日野川用水土地改良事業（国営、県営、団体営）の計画路線に該当するときは異議なく施工に同意するものとする。
- 第4条 土地改良施設をき損したときは異議なく直ちに復旧すること。
- 第5条 施設物の構造の使用目的に変更が生じた場合には、必ず土地改良区に申し出、許可を得る事。
- 第6条 この契約者の名義変更があった場合には遅滞なく本土地改良区に申し出る事。
- 第7条 以上の各条項を契約者が不履行の為当土地改良区に迷惑（公害等を含む）損害を与えた場合、補償又は損害賠償金を支払うものとする。
- 第8条 契約者は以上の各条項を堅く厳守する。契約の証として次に署名捺印して契約者双方が各一通づつを保有する事。

平成 年 月 日

申請人 市 町 号 番地
(譲受人) 町

殿

越前市向新保町45-66
日野川用水土地改良区
理事長 美 濃 美 雄

請 書

このたび地区除外に伴い日野川用水土地改良区より契約を求められた本文各条項については、私は異議なく厳守いたします。万一迷惑損害を与えた時は補償又は損害賠償金を支払い致します事をここに契約致します。

平成 年 月 日

申請人 市 町 号 番地
(譲受人) 町

印

日野川用水土地改良区
理事長 美 濃 美 雄